

## 秋田市女性人材リスト取扱要綱

秋田市女性人材リスト取扱要綱（平成12年4月1日部長決裁）の全部を改正する。

（目的等）

第1条 この要綱は、本市が設置する各種審議会等（以下「各種審議会等」という。）への女性の参画の促進を図るために作成する秋田市女性人材リスト（以下「リスト」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 各課所室長は、各種審議会等の委員の候補者の選定に当たって、積極的にリストを活用するよう努めるものとする。

（登録対象者）

第2条 リストに登録する対象者（以下「登録対象者」という。）は、市内に在住、勤務もしくは通学をし、又は市内で活動している団体に所属している18歳以上の女性で、各種審議会等において活動することができるものとする。

（登録票の提出等）

第3条 登録対象者が現にリストに登録しようとするときは、登録対象者本人又は推薦者が秋田市女性人材リスト登録票（様式第1号。以下「登録票」という。）を市長に提出するものとする。

2 登録票の提出に当たっては、リストに登録する情報（以下「登録情報」という。）の利用又は提供に関する登録者本人の同意を得るものとする。

（登録者に対する通知）

第4条 市長は、リストに登録することと決定した者（以下「登録者」という。）に対し、速やかに、秋田市女性人材リスト登録通知書（様式第2号）を送付するものとする。

（登録の抹消）

第5条 市長は、登録者につき健康上の事由その他公務に従事する上で支障があると認める場合は、職権により当該登録者をリストから削除することができる。

（登録情報の利用目的等）

第6条 登録情報は、各種審議会等における委員の候補者の選任に利用することを目的とする。

2 国又は他の地方公共団体等（以下「国等」という。）から登録分野を限った照会があった場合において、あらかじめ登録者本人の同意を得ているときは、国等に対し当該登録者に係る登録情報を提供することができる。

3 前2項の場合において、リストを利用しようとする者は、秋田市女性人材リスト利用申込書（様式第3号）を生活総務課女性活躍推進担当課長に提出しなければならない。

（登録情報の適正管理）

第7条 登録情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、本市の保有個人情報として、正確かつ最新の状態に保つよう努め、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じ、および確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

2 前項の規定による保有個人情報の適正管理については、生活総務課女性活躍推進担当課長がその職責を負うものとする。

（登録情報の変更又は削除）

第8条 登録者から登録情報の変更又は削除の申出があった場合は、速やかに当該登録情報を変更し、又はリストから当該登録情報を削除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、3年ごとに登録者について更新を行うものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。